

2025 年日本政府年次報告
「強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）」
（2024 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

前回年次報告の質問 I（1）の記載に誤りがあったため以下のとおり訂正する。

- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 65 条及び附則第 ~~68 条~~

2. 質問（b）について

（1）2024 年条約勧告適用専門家委員会のダイレトリクエストについて

○条約の保護対象行為をしたことにより拘禁刑を科せられた受刑者が本人の意思に反して作業を強制されないことを確保するための措置について

強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結のための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第75号。以下「整備法」という。）において、本条約が禁止する強制労働に該当するおそれがあるとしてその罰則規定が改正された以下の国内法令上の犯罪を行ったことにより拘禁刑を科せられた受刑者については、2024年の年次報告で説明したとおり、本人の意思に反して作業を行わせないよう、法務省から各刑事施設の長宛に通達を発出し、拘禁刑が施行される令和7年6月1日から実施した。

（整備法により罰則規定が改正された規定）※【】内が改正後の条文（令和3年7月6日時点）

- ・国家公務員法第110条第1項第19号【第111条の2第2号】
- ・自衛隊法第119条第1項第1号【第119条の2】
- ・船員法第128条第4号【第128条の2】
- ・郵便法第79条第1項【第79条第1項】
- ・郵便物運送委託法第19条【第19条】
- ・熱供給事業法第34条第3項【第34条第3項】
- ・電気通信事業法第178条及び第180条第2項【第180条の2及び第180条第2項】
- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第65条【第65条】
- ・国家公務員法第110条第1項第17号【第111条の2第1号】
- ・地方公務員法第61条第4号【第62条の2】

本通達により、上記国内法令上の犯罪を行ったことにより拘禁刑を科された受刑者が作業を行う自発的な意思を有しない場合には、当該受刑者の意思に反した作業が強制されないことが確保されている。

なお、作業を希望するか否かについては受刑者の自由意思に委ねられており、当該受刑者が作業を希望する旨を記載した書面を提出しない限り、作業を行わせることはない。

○刑法第231条について

・裁判所において審理された刑法第231条が適用された事件の数及び事件の性質並びに有罪判決及びこれらの有罪判決に至った事実及び適用された刑罰に関する情報を含む、実際の適用に関する情報

2023年に刑法第231条（侮辱罪）により起訴され裁判所において審理された人員数は、73人である。

・刑法第231条の適用について実施された検討の結果及びその結果採られた措置に関する情報

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の附則においては、改正後の規定の施行後3年を経過したときは、施行状況について検証を行うことなどが定められており、法務省において、必要な取組を進めているところである。

○平和的に団結し、結社する権利を行使する者に対して強制労働を伴ういかなる処罰も課されないことを、法律と実務の両面において保証する方法について

国家公務員法第108条の2第5項は、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない旨を規定している。この点、本条約が強制労働を禁止する保護対象行為は、

(a) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁

(b) 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法

(c) 労働規律の手段

(d) 同盟罷業に参加したことに対する制裁

(e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

であるところ、同項が禁止するのは、「職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とした、当局と交渉する団体の結成・加入」に限定されており、上記のいずれにも当てはまらず、本条約の保護対象行為には該当しないと考えている。

3. 質問（c）について

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事案は、2023年は3件であった。

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。

5. 質問（e）について
特になし。